

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長久手市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.7%
全職員	45.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.1%
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	99.3%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3%
31～35年	90.4%
26～30年	95.9%
21～25年	94.8%
16～20年	77.5%
11～15年	89.9%
6～10年	83.0%
1～5年	103.4%

【説明欄】

全職員の男女比が3：7であり、更に女性のうち会計年度任用職員の占める割合が約7割で、短時間勤務の職員も多いことから、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。